

答申第21-1号

第1 審査会の結論

草加市長（以下「実施機関」といいます。）が、平成22年1月8日付け草地第〇〇〇〇号公文書非公開決定（以下「本件非公開決定」といいます。）において、別紙1左欄記載の本件請求にかかる文書（以下「請求文書」といいます。）⑪に関して非公開とした決定は、これを取り消し、別紙3記載の文書を請求対象文書として特定の上、再度決定することが妥当であると判断します。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年11月26日付けで、実施機関に対し、別紙2記載の22件の公文書の公開請求（うち3件は取下げ。以下「本件公開請求」といいます。）を行いました。
- 2 実施機関は、本件公開請求について、異議申立人に対し、平成21年12月9日付け公文書公開決定等期間延長通知書において、本件公開請求の全てについて草加市情報公開条例（以下「本条例」といいます。）第12条第2項の規定により、公開請求のあった文書が大量であり、期限までに公文書を検索し、公開決定等を行うことが困難であることを理由に、平成22年1月8日まで公開決定等の期間を延長することを決め、異議申立人に通知しました。
- 3 実施機関は、異議申立人に対し、本件公開請求のうち、平成22年1月8日付け本件非公開決定において、別紙1右欄記載のとおり、請求文書⑪について本条例第7条第5号に該当するとして非公開決定を、請求文書②、⑤、⑦、⑫から⑭及び⑰の一部について不存在を理由として非公開決定を、また、請求文書①、④、⑥、⑨、⑩、⑬、⑱の一部及び㉑について本条例第7条の第2号を除く各号に該当するとして一部公開決定を行い、異議申立人に通知しました。
- 4 実施機関は、請求文書⑪に対する非公開決定の理由として、「草加市情報公開条例第7条第5号に該当 権利者の方々に対する説明会、勉強会、検討会等に（ママ）議事録につきましては、事業を円滑に進めるために権利者の方々には忌憚なく意見を述べていただいているところであり、このような中、権利者の方々の率直な意見を公開することは、権利者との信頼関係が損なわれ、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑

な事務の確保に支障を及ぼすこととなります。また、今後のまちづくりに関し、活発な意見を聴取することも不可能となる等のことから非公開とするものです。」と記載しました。

- 5 平成22年3月19日に異議申立人より異議申立書が提出され、平成22年12月10日付けで当審査会に諮問されましたが、異議申立人による平成21年12月11日受付分の異議申立てに対する審査及び答申に平成22年8月下旬までを要し、また、本件異議申立ての争点が多岐にわたることから、実施機関が諮問前に異議申立人との間で争点の整理を行う必要があります、その作業に時間を要しました。さらに、他の審査事案が係属していたため、本件の審査は平成23年9月開始となりました。
- 6 本答申は、本件非公開決定に対する異議申立てのうち、請求文書⑩に対する非公開決定に関するものです。

第3 異議申立人の主張趣旨

異議申立人の主張は、異議申立書、意見書、共通意見書及び口頭意見陳述の内容を総合すると、次のとおりです。

1 憲法第29条違反について

草加市は土地の買収に当たり、正当な補償を行うつもりがないため、憲法第29条に違反しています。

また、本条例により非公開とする場合は、施行者に悪意がない、業務が正当である、の2点が認められなければ、本条例による保護の対象とはならず、公開すべきであると主張します。

2 区画整理事業と情報公開について

草加市は土地区画整理事業をするとき、関係住民に内容、仕組み、問題点、工法、平均減歩率、住民の負担、疑問点を説明し、承諾をもらう責任と義務があり、情報公開の義務があります。事業認可を受けた後に公開されても意味がありません。草加市は、区画整理を実施するために本音を隠し、住民を欺いています。このことを証明するためには情報公開が必要です。

また、条例に公開禁止の項目がなく公開するのが正当です。区画整理事業は住民に必要ありません。そのことを証明するためにも情報公開が必要です。

3 請求文書⑩の非公開決定について

決定通知書に非公開の理由として本条例第7条第5号に該当するとなっておりますが、それには該当しないと思います。権利者は、他の市民の前で発言しており、また、公開しないでほしいとも言っていないはずで、そのため、公開したとしても、権利者との信頼関係が損なわれ、活発な意見の聴取が不可能となることはありません。権利者が特定できない状態でかまわないと請求書に記載してあります。

第4 実施機関の主張趣旨

実施機関の主張は、理由説明書及び口頭説明の聴取内容を総合すると、次のとおりです。

1 請求文書⑩に対する非公開決定について

権利者の方々に対する説明会、勉強会、検討会等の議事録につきましては、事業を円滑に進めるために権利者の方々には忌憚なく意見を述べていただいているところですが、権利者の方々の率直な意見を公開することは、権利者との信頼が損なわれ、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の確保に支障を及ぼすこととなります。また、今後のまちづくりに関し、活発な意見を聴取することも不可能となる等のことから本条例第7条第5号に該当すると判断し、非公開としたものです。

なお、当該文書における発言等は通常の審議会等での発言とは異なり、権利者の忌憚ない発言を期待しています。個人名を隠し発言内容を公開しても、発言した権利者が特定されてしまうこととなり、公文書として公開することとなると委縮して話せなくなる人もいるため、今後、同様の説明会等を開催したときに支障が生じる可能性があります。

2 草加市の説明責任について

異議申立人は、新田駅東口地区土地区画整理事業の計画内容や平均減歩率等権利者の負担に関する草加市の説明責任について主張されております。

草加市では、平成19年度に「新田駅東口地区まちづくり基本計画(案)」を作成し、事業内容について関係権利者に対し説明会やアンケート等を実施してまいりましたが、異議申立人の主張する事柄は、今後の事業の進捗に合わせて関係権利者に説明をしていく内容となっております。

第5 審査会の判断

1 審査に当たっての基本的考え方

本条例は、第1条において、「この条例は、市民の知る権利を保障し、市の諸活動を市民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市民による市政への監視の下に、より公正で開かれた市政を推進し、市民の市政への参加の促進に資することを目的とする。」と規定するとともに、第5条において、「何人も、実施機関に対し、公文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。」と規定しています。

これらの規定は、本条例が市民の知る権利を保障し、草加市の諸活動についての市民に対する説明責任を履行する手段として「公文書公開請求権」を具体的な権利として保障していることを示しています。

したがって、本件異議申立てを審査するに当たって、当審査会は、本条例の上記のような趣旨・目的に照らし、公文書公開請求権を最大限保障することを基本として審査することとします。

2 請求対象文書の特定について

実施機関は、請求文書⑩について非公開決定を行いました。非公開決定の対象とした文書がどのような文書であるかについて、非公開決定通知書、理由説明書その他において、具体的な文書名は明らかにしていませんでした。そのため、当審査会が、地域整備課の職員が出席した説明会、勉強会に類する会議等の会議録等を調査したところ、別紙3記載の会議録等が存在していることが判明しました。

したがって、当審査会としては、別紙3記載の会議録等が本件公開請求の対象文書に該当する可能性があることから、実施機関が請求対象文書を特定しないまま請求文書⑩に対して行った非公開決定は、これを取り消し、別紙3記載の文書を請求対象文書として特定の上、再度決定することが妥当であると判断します。

3 本条例第7条第5号該当性について

当審査会は、前記のとおり、請求文書⑩に対する非公開決定は、請求対象文書が明らかにされていないため再度決定を行うことを求めますが、実施機関が概ね別紙3記載の文書の存在を認識した上で、本条例第7条第5号を理由とした非公開決定をした点について、念のため、判断を行うこととします。

本条例第7条第5号によると、「実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げる情報その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正

な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」は公開しなくてもよいとされています。

たしかに、実施機関の述べるとおり、権利者の率直な意見を公開することは、権利者と実施機関との信頼関係を損ない、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼす可能性があり、また、今後のまちづくりに関し、活発な意見を聴取することも不可能となる可能性がある、と考えることができます。

しかし、当審査会が別紙3記載の会議録等についてインカメラ審査を行ったところ、当該会議録等には、権利者の意見とはいえない部分が多数存在しています。例えば、別紙3の6記載の「まちづくりアドバイザー業務実施報告書」の1ページ目については、当該報告書の供覧に係る印影部分、日付、宛先、報告書タイトル、表中の番号及び見出し欄は、それらを公開したとしても、実施機関が非公開の理由として述べているような、権利者の率直な意見を公開することにより権利者との信頼関係を損ない、関係者の理解、協力が得にくくなり、公正かつ円滑な事務の遂行に支障を及ぼし、また、今後のまちづくりに関し、活発な意見を聴取することが不可能になるとは、明らかに認められないと考えます。

また、当該報告書のそれ以外の記載についても本条例第7条第5号に該当するのは、権利者の意見にかかわる部分及び地域整備課の職員等による回答によって権利者の意見が明らかにわかってしまう部分のみであり、そのような意見や回答を除く部分については本条例第7条第5号にいう「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」ものではないと判断します。

したがって、当審査会としては、実施機関が請求対象文書を特定した上で再度決定を行うにあたり、以上のような審査会の判断を十分に尊重することを求めます。

4 憲法第29条違反の主張について

異議申立人は、公文書を公開しないことが憲法第29条に違反すると主張しますが、現段階で実際に土地収用が行われているわけではないので、同条により保障される財産権に対する侵害がないこと、また、文書の非公開決定が直ちに異議申立人の財産権を侵害するとはいえないことから、そのような理由によって公開をすべきとの結論を導くことは妥当とはいえないと判断します。

第6 付言

本件非公開決定に際し、実施機関は、請求対象文書を特定することなく非公

開決定を行いました。請求対象文書を特定することなく公文書の公開・非公開を決定することは本来あり得ないことであり、手続に瑕疵があったと言わざるを得ません。

今後は、まず対象文書を特定し、請求対象文書を明らかにした上で、個別に公開または非公開の決定をすることを求めます。

第7 審査の経過

本件異議申立てに係る審査の経過は、次のとおりです。

- 平成22年12月10日 草加市長職務代理者から諮問を受けました。
- 平成23年 7月19日 諮問実施機関に対して、理由説明書の提出を求めました。
- 8月 2日 諮問実施機関から理由説明書が提出されました。
- 8月17日 異議申立人に対して、理由説明書の写しを送付するとともに、理由説明書に対する意見書の提出を求めました。また、口頭による意見陳述を希望するか照会しました。
- 9月 8日 異議申立人から意見書及び口頭意見陳述申立書が提出されました。
- 9月12日 諮問実施機関に対して、意見書の写しを送付しました。
- 9月22日 審査
- 9月26日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書及び関係資料の提出を求めました。
- 10月14日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 10月19日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書及び関係資料が提出されました。
- 10月24日 審査、インカメラ審査の実施
- 10月26日 諮問実施機関に対し、口頭説明聴取に係る関係職員の出席について依頼しました。
異議申立人に対し、口頭意見陳述の日時を指定しました。
諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出を求めました。
- 11月 4日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。

- 1 1月10日 審査、インカメラ審査の実施
- 1 1月24日 審査、異議申立人から口頭意見陳述、諮問実施機関から口頭説明の聴取

(この間、諮問事案21-5号及び21-7号の審査を行いました。)

- 平成24年 4月 5日 審査
- 4月 9日 諮問実施機関に対して諮問事案に係る公文書の提出を求めました。
- 4月25日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 4月26日 審査
- 5月 2日 諮問事案に係る公文書及び関係資料の提出・調査を求めました。
- 5月22日 諮問実施機関から諮問事案に係る公文書が提出されました。
- 5月24日 審査
- 6月13日 審査
- 6月21日 審査
- 7月11日 審査
- 7月18日 審査

平成24年7月25日

草加市情報公開・個人情報保護審査会

会長 右 崎 正 博

委員 大 井 法 子

委員 早 川 和 宏

別紙 1

	本件請求にかかる文書 (公文書公開請求書記載のとおり)	実施機関の判断
①	地域整備課の平成18年、19年、20年の東口協議会に対する「まちづくりアドバイザー制度助成金」等助成金の使途と支払先を証明する書類一式。助成金の金額も含める。	一部公開 ・平成18、19、20年度草加市地区まちづくり協議会助成金実績報告書（新田駅東口地区） （異議申立て後、取下げ）
②	平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせをした協議書、議事録の内、事業（新田駅東口の町づくりに関する）を区画整理で施行する事に関する話し、決定、打ち合わせの協議、議事の部分	不存在
④	市が新田駅東口のまちづくりに関して、取ったアンケート類に関するものすべて。	一部公開 ・新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査
⑤	東口協議会の会員を市に届けているものの内、会員数（ブロック別の）	不存在
⑥	草加市立病院用地の利用計画に関する書類のすべて（検討書類も含む）	一部公開 ・平成19年度新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託報告書の内、事業フレーム・計画（案）2
⑦	同上用地の内、市の所有地外の土地の面積とその大体の場所	不存在
⑧	東口（新田駅）が4,000㎡必要な理由に関する書類のすべて	
⑨	東口の土地不足に対する検討書、協議書の類の書類のすべて（東口区画整理に関するもの）	一部公開 ・平成19年度新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託報告書の内、事業フレーム・計画（案）2

⑩	平成20年迄の東口町づくりに関する買収方式による施行の検討書類一式。業者に委託したものも含める。調査書、調査表に関するものも含める。	一部公開 ・平成19年度新田駅東口地区まちづくり基本計画作成業務委託報告書の内、事業フレーム・買収方式
⑪	地域整備課員が出席した説明会、勉強会に類する会（新田駅東口の町づくりに関するもの）の議事ろく（東口協議会主催のものも含める）に類するものすべて。個人名等、プライバシーに関するものは除いて良い。	非公開
⑫	新田駅東口の町づくりに関する、地域整備課内の打合わせの議事録に類するもの。但し、個人名等プライバシーに関するものは除いて良い。市長との間も含む。	不存在
⑬	精求者の質問書に対する対応に関する回答書、議事録に関する回答書、議事録に類するものの全て。	不存在
⑭	平成20年に取った、新田駅東口まちづくりの為のアンケート結果に対する、課内、市役所内の議事、協議に関する書類一式	不存在
⑯	平成16. 17. 18. 19. 20年に行なった、市又は東口協議会が行なった、区域内の意向調査アンケート結果。氏名住所等プライバシーに関するものを除く。下水道の布設が一位になったアンケート他、すべてです。	一部公開 ・新田駅東口地区都市計画道路権利者意向調査

⑱	新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式、契約日 平成20年6月18日	一部公開 ・新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の仕様書及び設計書、成果品
⑲	新田駅西口地区事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 契約日 平成21年4月27日	不存在 ・新田駅西口地区事業推進業務委託の成果品 一部公開 ・新田駅西口地区事業推進業務委託の仕様書及び設計書（異議申立て後、取下げ）
㉑	新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 入札 平成17年6月9日	一部公開 ・新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の仕様書及び設計書、成果品（異議申立て後、取下げ）

別紙 2 (公文書公開請求書記載のとおり)

①	地域整備課の平成18年、19年、20年の東口協議会に対する「まちづくりアドバイザー制度助成金」等助成金の使途と支払先を証明する書類一式。助成金の金額も含める。
②	平成14年度からの草加市と東口協議会との協議、話し合い、打ち合わせをした協議書、議事録の内、事業（新田駅東口の町づくりに関する）を区画整理で施行する事に関する話し、決定、打ち合わせの協議、議事の部分
③	Cブロック、Bブロックの一部、南東の角一帯を区画整理から外した理由書、協議書、議事録に類するものすべて。
④	市が新田駅東口のまちづくりに関して、取ったアンケート類に関するものすべて。
⑤	東口協議会の会員を市に届けているものの内、会員数（ブロック別の）
⑥	草加市立病院用地の利用計画に関する書類のすべて（検討書類も含む）
⑦	同上用地の内、市の所有地外の土地の面積とその大体の場所
⑧	東口（新田駅）が4,000㎡必要な理由に関する書類のすべて
⑨	東口の土地不足に対する検討書、協議書の類の書類のすべて（東口区画整理に関するもの）
⑩	平成20年迄の東口町づくりに関する買収方式による施行の検討書類一式。業者に委託したものも含める。調査書、調査表に関するものも含める。
⑪	地域整備課員が出席した説明会、勉強会に類する会（新田駅東口の町づくりに関するもの）の議事ろく（東口協議会主催のものも含める）に類するものすべて。個人名等、プライバシーに関するものは除いて良い。
⑫	新田駅東口の町づくりに関する、地域整備課内の打ち合わせの議事録に類するもの。但し、個人名等プライバシーに関するものは除いて良い。市長との間も含む。
⑬	精求者の質問書に対する対応に関する回答書、議事録に類するものの全て。
⑭	平成20年に取った、新田駅東口まちづくりの為のアンケート結果に対する、課内、市役所内の議事、協議に関する書類一式
⑮	共同化へのアンケート結果と替成者数。但し、個人名等プライバシーに関するものは除く。
⑯	平成16.17.18.19.20年に行なった、市又は東口協議会が行なった、区域内の意向調査アンケート結果。氏名住所等プライバシーに関するものを除く。下水道の布設が一位になったアンケート他、すべてです。

⑰	(請求の取下げにより削除)
⑱	新田駅西口地区整備計画等作成及び事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式、契約日 平成20年6月18日
⑲	新田駅西口地区事業推進業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 契約日 平成21年4月27日
⑳	(請求の取下げにより削除)
㉑	新田駅西口地区まちづくり基本計画策定業務委託の契約書、仕様書、設計書等の成果品の書類一式 入札 平成17年6月9日
㉒	(請求の取下げにより削除)

別紙 3

番号	会議等日付	会議等又は文書等の名称	会議録等 ページ数
1	平成 16 年 8 月 21 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書	1
2	平成 16 年 9 月 18 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	1
3	平成 16 年 10 月 2 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	2
4	平成 16 年 10 月 31 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	2
5	平成 16 年 11 月 6 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	1
6	平成 16 年 11 月 20 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	2
7	平成 16 年 12 月 4 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	1
8	平成 16 年 12 月 18 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	1
9	平成 17 年 2 月 5 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	1
10	平成 17 年 2 月 19 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	1
11	平成 17 年 3 月 19 日	まちづくりアドバイザー業務実施報告書 (新田駅東口地区)	1
12	平成 17 年 12 月 3 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 1 回 まちづくり勉強会	1 1
13	平成 18 年 1 月 21 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 2 回 まちづくり勉強会	1 4
14	平成 18 年 3 月 18 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 3 回 まちづくり勉強会	1 2
15	平成 18 年 6 月 17 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 ま ちづくり検討会	1 1
16	平成 18 年 7 月 15 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 ま ちづくり検討会	3

17	平成18年 8月5日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 三回まちづくり検討会	3
18	平成18年 8月19日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 四回まちづくり検討会 Bブロック	3
19	平成18年 8月19日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 四回まちづくり検討会 Aブロック	5
20	平成18年 9月2日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 五回まちづくり検討会 Cブロック	3
21	平成18年 9月2日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 五回まちづくり検討会 Bブロック	5
22	平成18年 10月21日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 六回まちづくり検討会	8
23	平成18年 12月7日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 A ブロック商店街勉強会	13
24	平成18年 12月16日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 七回まちづくり検討会	9
25	平成18年 12月17日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 七回まちづくり検討会	9
26	平成19年 2月17日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 八回まちづくり検討会	9
27	平成19年 3月15日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 A ブロック商店街勉強会	11
28	平成19年 7月21日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 一回まちづくり勉強会	3
29	平成19年 9月1日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 二回まちづくり勉強会	1
30	平成19年 9月22日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 第 三回まちづくり勉強会	3
31	平成19年 12月9日	新田駅東口地区まちづくり 商店街再整備 方針検討会	1
32	平成20年 1月20日	新田駅東口地区まちづくり 商店街再整備 方針検討会	3
33	平成20年 2月17日	新田駅東口地区まちづくり 商店街再整備 方針検討会	2
34	平成20年 3月15日	新田駅東口地区まちづくり 基本計画 (案) 説明会	7

35	平成20年 8月3日	新田駅東口地区まちづくり 第1回駅前・ 駅通り周辺地区土地利用検討会	4
36	平成20年 8月24日	新田駅東口地区まちづくり 第2回駅前・ 駅通り周辺地区土地利用検討会	3
37	平成20年 9月21日	新田駅東口地区まちづくり 第3回駅前・ 駅通り周辺地区土地利用検討会	3
38	平成20年 9月21日	新田駅東口地区まちづくり 第1回土地 画整理事業勉強会	5
39	平成20年 10月19日	新田駅東口地区まちづくり 第4回駅前・ 駅通り周辺地区土地利用検討会	3
40	平成20年 10月25日	新田駅東口地区まちづくり 第1回共同化 勉強会	3
41	平成20年 11月15日	新田駅東口地区まちづくり アンケート説 明会	4
42	平成20年 12月6日	新田駅東口地区まちづくり 第2回共同化 勉強会	3
43	平成21年 1月31日	新田駅東口地区まちづくり 第2回土地 画整理事業勉強会	6
44	平成21年 3月7日	新田駅東口地区まちづくり 基本計画(案) の修正に関する説明会	5
45	平成21年 8月9日	新田駅東口地区まちづくり 第1回駅前・ 駅通り周辺地区土地利用検討会	3
46	平成21年 9月6日	新田駅東口地区まちづくり 第2回駅前・ 駅通り周辺地区土地利用検討会	7
47	平成21年 10月4日	新田駅東口地区まちづくり 第3回駅前・ 駅通り周辺地区土地利用検討会	2
48	平成21年 10月15日	新田駅東口地区まちづくり 第1回共同化 検討会	2
49	平成21年 11月1日	新田駅東口地区まちづくり 第4回駅前・ 駅通り周辺地区土地利用検討会	4
50	平成21年 11月26日	新田駅東口地区まちづくり 第2回共同化 検討会	4

(以上、平成24年4月25日提出分)

51	平成17年 11月5日	新田駅東口地区 路地ばた相談会実施結果	2
----	----------------	---------------------	---

5 2	平成 17 年 11 月 20 日	新田駅東口地区 路地ばた相談会実施結果	4
5 3	平成 18 年 10 月 7 日	Cブロック路地ばた相談会 実施結果	2 (うち1 ページは A3判)
5 4	平成 18 年 10 月 28・ 29 日	Bブロック路地ばた相談会 実施結果	2 (うち1 ページは A3判)
5 5	平成 18 年 12 月 2 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 C ブロック懇談会	9
5 6	平成 19 年 1 月 20 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 C ブロック懇談会	6
5 7	平成 20 年 6 月 15 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 路 地ばた相談会	3
5 8	平成 20 年 6 月 22 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 路 地ばた相談会	3
5 9	平成 20 年 6 月 28 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 路 地ばた相談会	6
6 0	平成 21 年 6 月 6・7 日	新田駅東口地区まちづくり推進協議会 路 地ばた相談会	7

(以上、平成 24 年 5 月 22 日提出分)